

基労保発第 0315002 号
平成 17 年 3 月 15 日

独立行政法人
労働者健康福祉機構理事長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災保険業務室長

労災年金受給者に係る情報の提供について（回答）

平成 17 年 3 月 8 日付けで御依頼がありました標記については、下記の取扱いと致しましたので、通知いたします。

なお、提供しました情報につきましては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）、独立行政法人労働者健康福祉機構個人情報保護規程等に基づき、適正に管理されますようお願い致します。

記

1 労災傷病年金及び障害年金受給者に係る情報の提供

(1) 新たに外傷性せき髄損傷を受けた者及び両下肢に重度の被害を受けた者で、労働者災害補償保険法施行規則別表第一の障害等級 5 級以上に該当し、障害補償年金若しくは障害年金（以下「障害（補償）年金」という。）を受給する者又は同施行規則別表第二の傷病等級 3 級以上に該当し、傷病補償年金若しくは傷病年金（以下「傷病（補償）年金」という。）を受給する者に係る以下の情報を提供する。ただし、貴機構において運営する労災リハビリテーション作業所の案内及び同作業所の入所の勧誘の目的に限り利用できるものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 郵便番号
- エ 住所
- オ 傷病年月日
- カ 障害等級又は傷病等級
- キ 傷病区分
- ク 支給事由発生年月日

(2) 提供時期

ア 平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの間に障害（補償）年金又は傷病（補償）年金の支給決定を受けた者に係る情報は、平成 17 年 4 月末

日までに提供する。

イ 平成17年4月1日以降に障害（補償）年金又は傷病（補償）年金の支給決定を受ける者に係る情報は、当室において把握した都度情報を提供する。

(3) 提供方法

ア 提供する情報の形態

紙媒体により提供することとする。

イ 提供場所

原則として労災保険業務室の執務室内において提供することとする。

2 労災遺族年金又は一時金受給者に係る情報の提供

(1) 新たに遺族補償給付若しくは遺族給付（以下「遺族（補償）給付」という。）

を受給することとなった者に係る以下の情報を提供する。ただし、貴機構が行う

①被災労働者の遺族に高尾みころも霊堂及び遺骨（遺品）収蔵についての案内を行うこと、②産業殉職者合祀慰霊式の開催の案内を行うこと、③産業殉職者御霊簿の作成を行うことの目的に限り利用できるものとする。

ア 遺族（受給権者）氏名

イ 郵便番号

ウ 住所

エ 電話番号

オ 被災労働者氏名

カ 死亡年月日（支給事由発生年月日）

キ 管轄局署コード

ク 所属事業所名称

ケ 支給決定年月日

コ 年金証書番号（年金受給者に限る。）

サ データ受付番号（一時金受給者に限る。）

シ 業務災害、通勤災害の区分

(2) 提供時期

ア 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に遺族（補償）給付の支給決定を受けた者に係る情報は、平成17年4月末日までに提供する。

イ 平成17年4月1日以降に遺族（補償）給付の支給決定を受ける者に係る情報は、当室において把握した都度情報を提供する。

(3) 提供方法

ア 提供する情報の形態

原則として米マイクロソフト社製表計算ソフトウェア Microsoft Excel のファイル形式で、電子媒体により提供することとする。

イ 提供場所

原則として労災保険業務室の執務室内において提供することとする。